

(目的)

第1条 この規約は、阪南市（以下「市」という。）の申請及び届出等の手続について、阪南市電子申請サービス（以下「本サービス」という。）を利用して行うために必要な事項について定めるものとする。

(利用規約の同意)

第2条 本サービスは、株式会社トラストバンクが提供する「LoGoフォーム」を利用したサービスであり、本サービスを利用して申請及び届出等の手続を行うためには、必ずこの規約及び「[LoGoフォームシステム利用規約（一般ユーザー）](#)」（以下「LoGoフォーム利用規約」という。）を確認し、同意する必要がある。これらの規約に同意することができない場合は、本サービスを利用することはできない。この場合において、本サービスを利用した者は、この規約及びLoGoフォーム利用規約に同意したもの（以下「利用者」という。）とみなす。

(通信料金)

第3条 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信端末を用意し、4G/LTE等その他の通信料を負担するものとする。

(サービス利用における使用可能文字)

第4条 本サービスで使用可能な文字は、JIS規格第一水準及び第二水準のみであり、使用できない文字は、使用可能な文字、ひらがな等で入力することとする。

(禁止事項)

第5条 本サービスの利用者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 各種サービスにおいて、第三者の合意なく、利用者以外のアカウントを利用する行為
- (3) 本サービスの提供又は本サービスの他の利用者の利用を妨害し、又はそれらに支障を来す行為
- (4) 他の利用者が不快と感じられる行為（誹謗中傷行為、プライバシー侵害行為、脅迫行為、名誉毀損行為、リベンジポルノ行為、嫌がらせ行為、不特定多数による個人情報の特定行為等）
- (5) 市又は第三者に対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそれらを与えるおそれのある行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切であると判断した行為

(本サービスの中止)

第6条 市は、本サービスに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、本サービスの停止等必要な措置を行うことができるものとする。

(免責事項)

第7条 市は、利用者が本サービスを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

2 市は、本サービスの運用の停止、休止、中断、制限等により発生した本サービス利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(損害賠償義務)

第8条 利用者がこの規約に違反した結果、市及び第三者が損害を被った場合、利用者としての資格を喪失した後であっても、利用者はその損害を負担する義務を負う。

(個人情報の保護)

第9条 市は、本サービスにより利用者から収集した個人情報については、[阪南市電子申請サービスプラ](#)

イバシーポリシー 第1条に定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供せず、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める保護及び適正管理を行う。

（電子証明書の取得・管理）

第10条 利用者が、本サービスを利用して申請及び届出等の手続を行う場合、公的個人認証サービスによる電子証明書を利用して本人確認を行うことができる。ただし、署名が必要な手続については、本サービスが指定するアプリケーションを利用し、申請及び届出等のデータに署名付与を行い、送信するものとする。

2 電子的な署名を実施する場合、利用環境の準備、利用及びアプリケーションのインストール等に関しては、利用者の責任において行うものとする。

3 利用者は、自己の責任において電子証明書を厳重に管理するものとし、漏えいの可能性がある場合は、速やかに電子証明書を発行した認証局に失効手続を行うこととする。

4 市は、利用者が電子証明書による申請及び届出等の手続を行った場合、すべて当該利用者の意思により手続が行われたものとみなす。

5 電子的な署名の付与を必要とする手続においては、市に電子申請のデータが到達する時点で、利用者の電子証明書が有効でなければならない。

（法令等の遵守）

第11条 利用者は、本サービスの利用に当たって、この規約に定めるもののほか、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。

（利用規約の変更）

第12条 この規約の内容は、市が必要と判断した場合には、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、予告なく変更することがある。

2 この規約の変更後に利用者が本サービスを利用した場合、市は、当該変更について利用者が同意したものとみなす。

（本サービスの中止）

第13条 市は、必要があると認める場合において、何らの通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部の提供を中止し、又は終了することができる。

（準拠法及び裁判管轄）

第14条 この規約に関する準拠法は日本法とし、この規約又は本サービスに関連して市と利用者との間で紛争が生じた場合、大阪地方裁判所又は佐野簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（問い合わせ窓口）

第15条 本サービスの利用に関する問い合わせ窓口については、次に掲げるとおりとする。ただし、手続の内容に関する問い合わせは、各手続の担当部署に連絡すること。

- (1) 所在地：大阪府阪南市尾崎町35番地の1
- (2) 法人名：阪南市
- (3) 担当部署：総務部行財政構造改革推進室
- (4) 連絡先：kaikaku-suisin@city.hannan.lg.jp

附 則

この規約は、令和7年8月4日から施行する。

